

報 告 第 2 3 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和4年12月6日提出

新居浜市長 石 川 勝 行

損害賠償の額の決定について

写

処 分 書

専 決 第 8 号

損害賠償の額の決定について

旧学校施設における樹木伐採作業中の事故について、次のとおり損害賠償の額を決定する。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分する。

令和4年11月14日

新居浜市長 石川 勝行

1 損害賠償の額 23万6,586円

2 損害賠償の相手方 (省 略)

3 事故の概要

令和4年9月26日午後3時頃、旧新居浜市立王子幼稚園において、職員が樹木伐採作業を行っていた際、伐採した木が南側の駐車場（王子町2番2号）に駐車中の普通自動車に接触し、車両を損傷させた。